

# 利益相反管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、有限責任事業組合まちとしごと総合研究所(以下「当研究所」という。)の倫理規程に基づき、当研究所の組合員の利益相反を適切に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における「利益相反」とは、当研究所の組合員が次の各号に掲げる取引(以下、「利益相反取引」という。)を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のためにする当研究所の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当研究所との取引
- (3) 自己が組合員を務める企業、団体等(以下、「兼業先」という。)から一定額以上の金銭若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引
- (4) 当研究所が兼業先に一定額以上の金銭若しくは便益を供与する、または一定額以上の物品、サービス等を供与する取引
- (5) 当研究所がその組合員の債務を保証すること、その他組合員以外の者との間における当研究所とその組合員との利益が相反する取引

## 第2章 兼業先の申告

### (組合員就任時の申告)

第3条 組合員は、当研究所の組合員就任時に自己の兼業先の法人名および役職名について、コンプライアンス担当組合員に書面で申告するものとする。

- 2 当研究所の組合員に再任された場合も、前項と同じ申告をするものとする。

### (申告内容の変更申告)

第4条 組合員は、当研究所の組合員就任後、新たに他の企業、団体等の組合員に就任した場合、新たな兼業先の法人名および役職名について、コンプライアンス担当組合員に書面で申告するものとする。

- 2 当研究所の組合員就任時または就任後、他の企業、団体等の組合員を退任した場合も、前項と同じ申告をするものとする。

(職員の兼業先申告)

第5条 前2条の規定は、当研究所の職員にも準用する。

(申告後の対応)

第6条 前3条の規定に基づく申告を受けたコンプライアンス担当組合員は、申告内容を精査した上で、当研究所との間での利益相反の状況を確認する。

- 2 コンプライアンス担当組合員は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、経営会議で協議の上、すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

### 第3章 利益相反取引の承認および報告

(利益相反取引の承認)

第7条 組合員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、経営会議の承認を得なければならない。

- 2 前条の開示事実にかかる経営会議での承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする組合員は、その決議に加わることができない。

(利益相反取引の報告)

第8条 前条の利益相反取引をした組合員は、その取引の重要な事実を遅滞なく、経営会議に報告しなければならない。

(職員の利益相反取引)

第9条 職員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、経営会議の承認を得なければならない。

### 第4章 利益相反管理態勢

(経営会議の責任)

第10条 経営会議は、利益相反管理の重要性を認識し、当研究所の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 利益相反管理方針の制定、改廃に関すること
- (2) 利益相反管理体制の整備に関すること
- (3) 利益相反のおそれのある取引の特定および管理方法に関すること
- (4) 利益相反の状況があった場合の是正措置に関すること

- (5) 利益相反管理に関する組合員の教育および啓発態勢の整備に関すること
- (6) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関すること

(コンプライアンス担当組合員の役割と責任)

第11条 コンプライアンス担当組合員は、当研究所の利益相反管理態勢全般にかかる統括担当者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること
- (2) 利益相反の特定または管理に必要な情報を入手し集約すること
- (3) 利益相反の状況があった場合に是正のための措置を講ずること
- (4) 利益相反の特定およびその管理のために行った措置について記録し、作成日から5年間保存すること
- (5) 組合員に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について組合員の周知徹底を図ること
- (6) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置を実施すること

第5章 その他

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、経営会議の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2021年6月21日から施行する。(2021年6月21日経営会議議決)